| | | |
|---|---|---|
| 第四条第一項 | 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には | 再審査請求書は |
| 第四条第二項及び第三項 | 審査請求書 | 再審査請求書 |
| 第四条第四項 | 場合（審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合に限る。） | 場合 |
| | 審査請求書 | 再審査請求書 |
| 第五条の見出し | 審査請求書 | 再審査請求書 |
| 第五条第一項 | 第二十九条第一項本文 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第二十九条第一項本文 |
| | 審査請求書の送付 | 再審査請求書の送付 |
| | 審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第八十三条第三項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し。次項において同じ。） | 再審査請求書の副本 |
| 第五条第二項 | 審査請求書 | 再審査請求書 |
| 第七条の見出し | 反論書等 | 意見書 |
| 第七条第一項 | 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、 | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する |
| | 処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ | 裁決庁等の数に相当する通数の副本を |
| 第七条第二項 | 反論がされ、又は意見が | 意見が |
| | 反論書又は意見書 | 意見書 |
| 第七条第三項 | 法 | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法 |
| | 反論書又は意見書 | 意見書 |
| 第七条第四項 | 当該反論又は当該意見 | 当該意見 |
| | 反論書又は意見書 | 意見書 |
| 第八条 | 審理員は | 審理員（再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては、再審査庁。以下同じ。）は |
| 第九条 | 法 | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法 |
| 第十条及び第十一条 | 第三十八条第一項 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項 |

| | | |
|---|---|---|
| 第十二条第一項 | 第三十八条第四項（同条第六項 | 第六十六条第一項において準用する法第三十八条第四項（法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第六項 |
| 第十二条第二項第三号 | 第三十八条第一項 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項 |
| 第十三条第一項及び第二項 | 法 | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法 |
| | 審査請求人等 | 再審査請求人等 |
| 第十三条第三項 | 審査請求人等 | 再審査請求人等 |
| 第十四条第一項 | 第三十八条第一項 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項 |
| | 審査請求人等 | 再審査請求人等 |
| | 同条第四項 | 法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第四項 |
| 第十五条第一項 | 第四十一条第三項 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第四十一条第三項 |
| | 審査請求録取書 | 再審査請求録取書 |
| | 若しくは特定意見聴取、 | 、法第六十六条第一項において読み替えて準用する |
| | 法第三十五条第一項 | 同項において読み替えて準用する法第三十五条第一項 |
| | 第三十六条 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十六条 |
| | 法第三十七条第一項 | 同項において読み替えて準用する法第三十七条第一項 |
| | 第三十二条第一項 | 第六十六条第一項において準用する法第三十二条第一項 |
| | 第三十三条 | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十三条 |
| 第十五条第三項 | 法 | 法第六十六条第一項において準用する法 |
| | 審査請求書、弁明書、反論書 | 再審査請求書 |
| 第十五条第四項 | 、第六条第二項又は | 又は |
| | 当該審査請求、当該弁明、当該反論 | 当該再審査請求 |
| | 審査請求書、弁明書、反論書 | 再審査請求書 |